

kokyoso tsushin

高教組通信 No.17 2014年1月28日
兵庫高教組書記局

URL: http://www.hyogo-kokyoso.com E-mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

県独自に公立高校授業料無償化維持を 国際人権規約に反する高校無償化廃止

2009年の政権交代により、高校生の学びを「社会全体で支える」との理念で2010年度から高校無償化が始まりました。これは、「父母負担の軽減」と「教育の機会均等」を実現しようと教職員組合と父母が長年取り組んできた成果であり、国民と教職員から歓迎されました。しかし、2012年末に成立した安倍政権は、これを「バラマキ」と攻撃し、2013年秋の臨時国会で、所得制限を導入して、高校無償化法を廃止してしまいました。この結果、2014年度新入生から、親の所得によって授業料の徴収が復活することになりました。高教組は高校無償化の復活と、復活するまでの県独自の無償化措置を要求するものです。

無償化は世界の流れ

2010年からの高校無償化に続き、2012年9月に政府は、国際人権規約A規約第13条の「中・高等教育の斬新的無償化」の留保を撤回しました。これは、日本でも誰もが金銭の心配なく、大学まで進学できるようにしていくという国際的な公約ともいうべきものでした。高校ではあまりにも高い学費に大学・専門学校への進学をあきらめる生徒が後を絶たず、教職員も父母も日本の異常な高学費に心を痛めています。その是正と給付制奨学金制度の創設は緊急で切実な課題です。せっかく、高校無償化でその方向へ歩み始めたものを、全国知事会などの反対にもかかわらず、いとも簡単に、所得制限導入で高校無償化を廃止したのが安倍政権でした。貧困や格差の拡大に苦しむ国民を失望させるとともに、国際的な教育無償化の流れにも反する暴挙です。

申請と所得調査で担任と事務室の負担増と書類が出せず適用されない危険性が

この制度改悪によって、2014年度新入生から、授業料不徴収の適用（就学支援金の受給）には、申請と所得証明が必要となります。問題の第1は、経済的に困っている家庭の生徒が、さまざまな事情で所得証明が提出できず、不徴収が適用されない危険性が強いことです。第

2は、申請と所得証明を提出させ審査するための事務量が膨大になることです。担任や事務室、自治体の負担は大きくなります。どれほどの労力が必要か政府は理解しているのでしょうか。第3は、教室内に不徴収の適用された生徒と不適用の生徒が混在し、各家庭の経済状況が可視化され、複雑な感情と分断を生み出すことです。第4は、標準修業年限を超えた生徒には、低所得であっても不徴収が適用されないことです。

県独自に無償化の維持を

高校無償化の廃止は、「父母負担の軽減」と「教育の機会均等」に逆行する政府の愚挙です。このようなときこそ、地方自治体は国の悪政や制度改悪からの防波堤になるべきです。県独自に無償化を維持し、給付制奨学金制度を創設するなどして、貧困と格差の拡大に苦しむ県民を支援すべきです。また、所得証明が提出できないからと機械的に授業料徴収としないことが必要です。

高教組は、高校無償化の復活と所得制限に頼らない給付制奨学金制度の創設および父母と教職員の負担軽減を求め、とりくんでいく決意です。

<参考資料>

国際人権A規約（社会権規約） 1966年国連総会で採択

13条2項b 高校教育の無償化

種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする

13条2項c 大学教育（高等教育）の無償化

高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする

安倍「教育再生」ストップ！憲法を守り、いかそう

全国学習決起集会 2014年3月29日(土)

主催:全日本教職員組合・教組共闘連絡会・子ども全国センター

12:30～東京・日比谷野外音楽堂 15:30～銀座パレード

講演:小森陽一さん(東京大学教授・「九条の会」事務局長)

安倍政権が強引にすすめる「戦争する国づくり」、またそれと一体になった「教育再生」を許さず、憲法を守りいかすための飛躍をはかるため、全国から教職員の仲間が集います。

兵庫高教組も青年を中心に42名の参加を目標にしています。

参加希望者は、分会・支部役員、または本部まで連絡下さい。

高教組にまだ加入されていない方は、この機会に組合にご加入の上、ぜひ一緒に集会に参加しましょう！